

ご存知ですか？

「知らないと損する社会保険料が減額になる話」のご案内
(選択制401K/選択制総合型確定拠出年金)制度

特徴

1. 60才未満であれば役員も加入できます。
2. 拠出金は給与を原資とするため、事業主の負担はありません。
3. 標準報酬月額等級(健保・厚生)が下がると、事業主負担も軽減されます。
4. 加入者が増えれば増えるほど企業に大きなメリット(手残り金の増加)を生む画期的な制度です。
5. 給与天引きされるので、確実に老後資金が貯蓄できます。
6. 加入者の数々のメリットは確定拠出年金法で守られています。

福利厚生制度の拡充に退職準備給付規程を作りませんか？

※退職金規程とは違います!!

御社では、解決策をお持ちでしょうか??

社会保険料 人材確保 年金問題

優秀な人材を確保したい!!

人件費を削減したい!!

公的年金はなくならないけど、生活費不足の拡大が予想されています。

選択制による

事業主のメリット

事業主負担社会保険料が軽減されます。

- 社員の効果的な年金資産の積立に協力をする会社は、加入する人数と掛金の額に応じた社会保険料の事業主負担額が軽減されます。

選択制による

社員のメリット

社員(個人)の401K掛金口座に会社が拠出します。

- 社会保険料と税金が安くなります。
※社会保険料率が2017年には18.30%になります。
 - 積立金は社員自身の専用口座に預けられ、元本確保型や金融商品を自分で選ぶことができます。しかも、利息や運用益はすべて非課税!
- 今の「公的年金」給与の上乗せ年金として社員の方は「自分年金」を効果的に作れることとなります。

※選択制401Kは機能充実のために複数社がチームを組み、実行するプロジェクトになっています。

1 | 制度の運営窓口
あいおいニッセイ同和損保

2 | 資産管理
野村信託銀行

3 | 制度提供
クロスヘッド(株)

導入運営サポート
(株)瑞兆企画・日本PAS協会

説明会

日時 7月27日(水) 15時~17時

場所 (株)ジェイエスケー(会議室) 〒530-0047 大阪市北区西天満 3-5-20

説明会の講師は、この分野の第一人者である 三浦 剛 社労士です。
※都合により社労士が変わる場合がございます。予めご了承ください。

FAX 06-6313-1169

株式会社 ジェイエスケー

参加ご希望の方は右記に チェックをいれてFAXして下さい。

説明会参加希望

貴社名

参加人数

人

お名前

TEL

FAX

今回の説明会は、(株)ジェイエスケー代表取締役上能喜久治様に選択制401K制度のご理解とご協力により実施の運びとなりました。

■説明会主催：(株)瑞兆企画代表取締役社長 山本博史